

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは関連業法等を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）弁護士資格を有していないFP（遺言者や公証人と利害関係のない成年者）が、顧客から依頼されて公正証書遺言の証人となり、顧客から適正な報酬を受け取った。
- （イ）税理士資格を有していないFPが、参加費有料の相続対策セミナーで、仮定の事例に基づく一般的な解説を行い、講師料を受け取った。
- （ウ）投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、特定企業の公表されている決算報告書を用いて、有償で具体的な投資時期等の判断や助言を行った。
- （エ）生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算した。

問2

「消費者契約法」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費者契約法における「消費者」とは、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）のみである。
2. 事業者が、消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について消費者に不利な事実をわざと告げずに消費者が誤認をして契約した場合、当該契約は取り消すことができる。
3. 消費者が、商品を買わずに帰りたいと言っても帰らせてもらえずに困惑して契約した場合で、購入場所が事業者の店舗であるときは、当該契約は取り消すことができない。
4. 「販売した商品は、いかなる理由があっても、後から返品・キャンセルはできません」とした契約条項は無効である。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

東京証券取引所に上場している株式会社L Yは、2月末日が決算日および株主配当金の基準日である。株式会社L Yの202X年2月期の株主配当金の権利が得られる最終の買付日として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記のカレンダーを使用すること。また、202X年は、2020年以降の年であるものとする。

202X年 2月/3月						
日	月	火	水	木	金	土
2/21	22	23 (祝)	24	25	26	27
28	3/1	2	3	4	5	6

※網掛け部分は、市場休業日である。

1. 2月22日
2. 2月24日
3. 2月25日
4. 2月26日

問4

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

株価	6,280円
1株当たり利益	340円
1株当たり純資産	4,850円
1株当たり年間配当金	100円

- ・ 配当利回りは、（ア）%である。
- ・ P E R (株価収益率)は、（イ）倍である。

問5

落合さんはMA投資信託を新規募集時に購入し、保有している。下記<資料>に基づき、落合さんが保有するMA投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、適切なものはどれか。

<資料>

[MA投資信託の商品概要（新規募集時）]

投資信託の分類：追加型投資信託／海外／株式

（Aコース／為替ヘッジあり Bコース／為替ヘッジなし）

購入時手数料：購入金額に対し、一律3.85%（税込み）

運用管理費用（信託報酬）：純資産総額に対し年1.76%（税込み）

その他の費用・手数料：なし

[落合さんが保有するMA投資信託の2022年1月4日現在の状況]

基準価額：8,632円

- ・ 落合さんは、為替変動のリスクを可能な限り回避したかったので、（ア）の投資信託を購入した。
- ・ <資料>の基準価額は、（イ）が控除されている。

1. （ア）Aコース （イ）購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）
2. （ア）Aコース （イ）運用管理費用（信託報酬）
3. （ア）Bコース （イ）購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）
4. （ア）Bコース （イ）運用管理費用（信託報酬）

問6

宮野さんは、投資信託への投資を検討するに当たり、F Pの阿久津さんから候補である3ファンドの過去3年間の運用パフォーマンスについて説明を受けた。F Pの阿久津さんが下記<資料>に基づいて説明した内容の空欄(ア)、(イ)にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

ファンド名	収益率	標準偏差
ファンドA	6.50%	10.00%
ファンドB	8.00%	7.50%
ファンドC	9.50%	18.00%

※無リスク金利は0.5%とする。

<F Pの阿久津さんの説明>

- ・「ポートフォリオの運用パフォーマンスの評価の一つとして、シャープレシオがあります。」
- ・「ファンドAのシャープレシオは(ア)となります。」
- ・「最も収益率が高いのはファンドCですが、投資効率をシャープレシオの観点から考えると、最も効率的なのは(イ)といえます。」

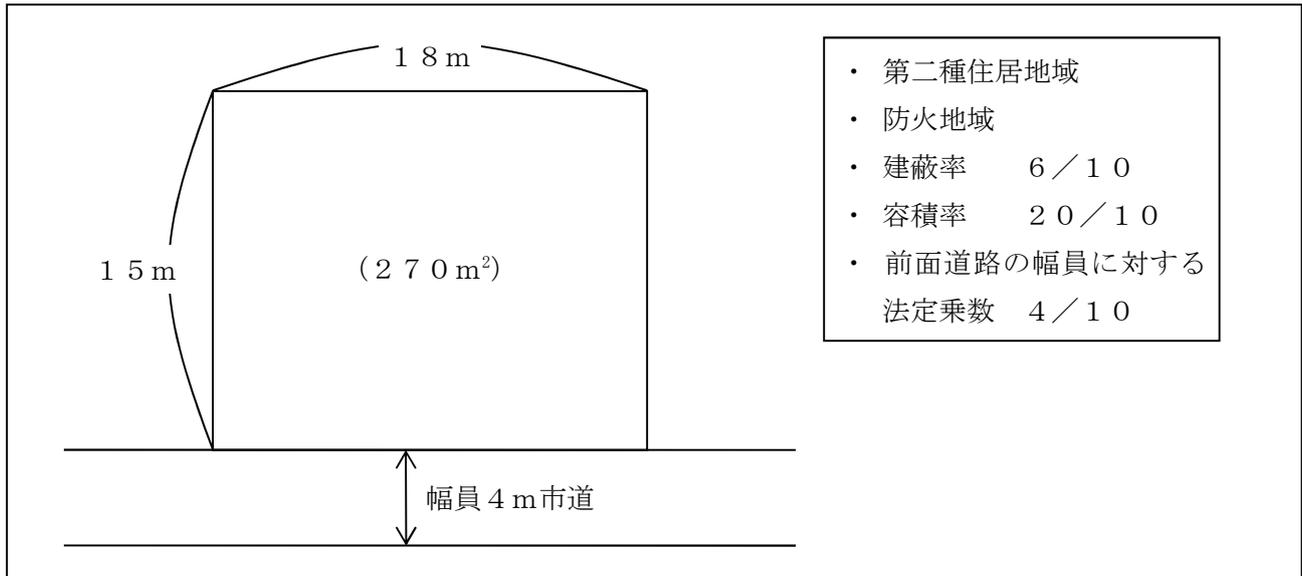
1. (ア) 0.6 (イ) ファンドB
2. (ア) 0.65 (イ) ファンドB
3. (ア) 0.6 (イ) ファンドC
4. (ア) 0.65 (イ) ファンドC

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、＜資料＞に記載のない条件については一切考慮しないこと。

＜資料＞



1. (ア) 189 m² (イ) 432 m²
2. (ア) 189 m² (イ) 540 m²
3. (ア) 162 m² (イ) 432 m²
4. (ア) 162 m² (イ) 540 m²

問8

下記<資料1>は、天野さんが購入を予定している新築マンションの物件概要である。<資料1>の住戸の均等積立方式による修繕積立金の目安額（月額）を下記<資料2>に基づいて計算しなさい。なお、<資料1>および<資料2>に記載のない事項は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。なお、端数が出る場合は、計算過程においては端数処理をせずに計算し、計算結果については小数点以下第1位を四捨五入すること。

<資料1>

<p>〇〇マンション 510号室（専有床面積75m²）</p> <p>[〇〇マンションの概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上7階建て ・ 建築延床面積：8,000m² ・ 専有床面積の合計：6,000m² ・ 駐車場：3段（ピット2段）昇降式の機械式駐車場30台分
--

<資料2>均等積立方式による修繕積立金の目安額（月額）

<p>・ 算出式 $Y = AX + B$</p> <p>Y：購入予定のマンションの修繕積立金の目安額</p> <p>A：専有床面積当たりの修繕積立金の額（下表A）</p> <p>X：購入予定のマンションの専有床面積（m²）</p> <p>B：機械式駐車場がある場合の加算額</p> <p>＝機械式駐車場の1台当たりの修繕工事費（下表B）×台数×購入を予定する住戸の負担割合</p> <p>※住戸の負担割合は、専有部分の床面積の割合とする。</p> <p>A：専有床面積当たりの修繕積立金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">階数／建築延床面積</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">15階未満</td> <td>5,000m²未満</td> <td>218円/m²・月</td> </tr> <tr> <td>5,000～10,000m²</td> <td>202円/m²・月</td> </tr> <tr> <td>10,000m²以上</td> <td>178円/m²・月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20階以上</td> <td>206円/m²・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>B：機械式駐車場の1台当たりの修繕工事費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械式駐車場の機種</th> <th>機械式駐車場の修繕工事費 (1台当たり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2段（ピット1段）昇降式</td> <td>7,085円/台・月</td> </tr> <tr> <td>3段（ピット2段）昇降式</td> <td>6,040円/台・月</td> </tr> <tr> <td>3段（ピット1段）昇降横行式</td> <td>8,540円/台・月</td> </tr> <tr> <td>4段（ピット2段）昇降横行式</td> <td>14,165円/台・月</td> </tr> </tbody> </table>	階数／建築延床面積		平均値	15階未満	5,000m ² 未満	218円/m ² ・月	5,000～10,000m ²	202円/m ² ・月	10,000m ² 以上	178円/m ² ・月	20階以上		206円/m ² ・月	機械式駐車場の機種	機械式駐車場の修繕工事費 (1台当たり月額)	2段（ピット1段）昇降式	7,085円/台・月	3段（ピット2段）昇降式	6,040円/台・月	3段（ピット1段）昇降横行式	8,540円/台・月	4段（ピット2段）昇降横行式	14,165円/台・月
階数／建築延床面積		平均値																					
15階未満	5,000m ² 未満	218円/m ² ・月																					
	5,000～10,000m ²	202円/m ² ・月																					
	10,000m ² 以上	178円/m ² ・月																					
20階以上		206円/m ² ・月																					
機械式駐車場の機種	機械式駐車場の修繕工事費 (1台当たり月額)																						
2段（ピット1段）昇降式	7,085円/台・月																						
3段（ピット2段）昇降式	6,040円/台・月																						
3段（ピット1段）昇降横行式	8,540円/台・月																						
4段（ピット2段）昇降横行式	14,165円/台・月																						

(出所：国土交通省「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を基に作成)

問9

井川さんは、相続により取得した土地の有効活用を検討するに当たり、FPの飯田さんに、借地借家法に定める借地権について質問をした。下記の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、本問においては、同法第22条の借地権を一般定期借地権といい、第22条から第24条の定期借地権等以外の借地権を普通借地権という。

井川さん：「まず、普通借地権について教えてください。存続期間の定めはありますか。」

飯田さん：「普通借地権の最初の存続期間は（ア）ですが、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とされます。」

井川さん：「地主から契約の更新を拒絶するに当たって、正当事由は必要でしょうか。」

飯田さん：「正当事由は（イ）です。」

井川さん：「次に、一般定期借地権の存続期間について教えてください。」

飯田さん：「一般定期借地権の存続期間は（ウ）以上です。契約を締結する際は、契約の更新がない旨などの特約を、（エ）行わなければなりません。」

<語群>

1. 10年
2. 20年
3. 30年
4. 50年
5. 必要
6. 不要
7. 地方裁判所等の許可を得て
8. 公正証書等の書面によって

問10

倉田さんは、居住している自宅の土地および建物を売却する予定である。売却に係る状況が下記<資料>のとおりである場合、所得税における次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる数値または語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

- ・ 取得日：2017年1月5日
- ・ 売却予定日：2022年2月1日
- ・ 取得費：5,500万円
- ・ 譲渡価額（合計）：9,800万円
- ・ 譲渡費用（合計）：300万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

倉田さんがこの土地および建物を売却した場合の特別控除後の譲渡所得の金額は（ア）万円となり、課税（イ）譲渡所得金額として扱われる。

1. (ア) 1,000 (イ) 短期
2. (ア) 1,300 (イ) 短期
3. (ア) 1,000 (イ) 長期
4. (ア) 1,300 (イ) 長期

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

池谷勇樹さん（55歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、勇樹さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

無配当定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××
保険契約者	池谷 勇樹 様 1966年7月2日生 男性	保険契約者印 
被保険者	池谷 勇樹 様 1966年7月2日生 男性	◇契約日 1996年11月1日
受取人	死亡保険金 池谷 真奈 様（妻）	◇主契約の保険期間 終身
	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 30年間
		◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額）	200万円	毎回 △△, △△△円
定期保険特約保険金額	2,800万円	[保険料払込方法] 月払い
三大疾病保障定期保険特約保険金額	500万円	
災害割増特約保険金額	3,500万円	
災害入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
疾病入院特約	入院5日目から 日額 5,000円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
※入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。		
※180日以内に同じ病気で再度入院した場合は1回の入院とみなします。		

<資料／保険証券2>

終身がん保険		保険証券記号番号 ○○－○○○○○	
保険契約者	池谷 勇樹 様 1966年7月2日生 男性	保険契約者印	◇契約日 1999年8月1日
被保険者	池谷 勇樹 様 1966年7月2日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 池谷 勇樹 様 死亡給付金 池谷 真奈 様 (妻)		受取割合 10割
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
がん診断給付金	初めてがんと診断されたとき	100万円	毎回 △, △△△円
がん入院給付金	1日目から日額	1万円	
がん手術給付金	1回につき	20万円	[保険料払込方法] 月払い
がん死亡給付金	がんによる死亡	20万円	
死亡給付金	がん以外による死亡	10万円	

- ・ 勇樹さんが現時点で、慢性肝炎で18日間入院し、退院してから24日後に同じ病気で再度6日間入院した場合（いずれも手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 勇樹さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため38日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 勇樹さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

※約款所定の手術は無配当定期保険特約付終身保険および終身がん保険ともに該当するものである。

問 1 2

最上さん（66歳）の2021年分の収入は、下記＜資料＞のとおりである。最上さんの2021年分の所得税における雑所得の金額として、正しいものはどれか。

＜資料：公的年金および個人年金の明細＞

	年金額（収入金額）	源泉徴収された税額
老齢基礎年金	72万円	なし
遺族厚生年金	112万円	なし
個人年金（注）	100万円	30,630円

（注）必要経費となる個人年金保険料は、70万円である。

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

1. 269,370円
2. 300,000円
3. 1,009,370円
4. 1,740,000円

問 1 3

高倉邦治さんが契約している第三分野の保険（下記<資料>参照）の契約に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に成立しており、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

<資料 1：保険証券（一部抜粋）>

<p>[特定（三大）疾病保障保険A] 契約日：2015年9月1日 保険契約者：高倉 邦治 被保険者：高倉 邦治 死亡保険金受取人：高倉 千鶴子（妻） 特定疾病保険金または死亡・高度障害保険金：1,000万円</p>	<p>[介護保障保険B] 契約日：2018年3月1日 保険契約者：高倉 邦治 被保険者：高倉 邦治 死亡保険金受取人：高倉 千鶴子（妻） 介護保険金・死亡保険金：500万円 特約等：リビングニーズ特約</p>
--	--

<資料 2：介護保障保険B約款（一部抜粋）>

名称	支払事由
介護保険金	保険期間中に次のいずれかに該当したとき ① 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態 ② 会社の定める要介護状態 次の（1）および（2）をともに満たすことが、医師によって診断確定されたこと （1）被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（別表1）に該当したこと （2）被保険者が、（1）の要介護状態（別表1）に該当した日からその日を含めて180日以上要介護状態が継続したこと
別表 1	
要介護状態	次のいずれかに該当したとき 1) 常時寝たきり状態で、下表の（a）に該当し、かつ、下表の（b）～（e）のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
（a）ベッド周辺の歩行が自分ではできない （b）衣服の着脱が自分ではできない （c）入浴が自分ではできない （d）食物の摂取が自分ではできない （e）大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない	

- (ア) 邦治さんが、がん（悪性新生物）と診断され、特定疾病保障保険Aから特定疾病保険金が支払われた場合、特定疾病保障保険Aの契約は終了となる。
- (イ) 邦治さんが、疾病により余命1年以内と診断された場合、介護保障保険Bから死亡保険金の一部または全部を受け取ることができる。
- (ウ) 邦治さんが、公的介護保険制度の要介護3に認定された場合、介護保障保険Bから介護保険金を受け取ることができる。
- (エ) 邦治さんが、常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行、入浴および大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできなくなり、他人の介護を要する状態が180日以上継続した場合、介護保障保険Bから介護保険金を受け取ることができる。

問 1 4

野村洋平さんが契約している火災保険（地震保険付帯、下記＜資料＞参照）の契約に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、超過保険や一部保険には該当しないものとし、＜資料＞に記載のない特約等については付帯がないものとする。また、保険契約は有効に継続しているものとする。

＜資料 1：保険証券＞

火災保険証券												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保険契約者</td> <td style="padding: 2px;">住所 ×××× ○-○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名 野村 洋平 様</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記名被保険者</td> <td style="padding: 2px;">保険契約者に同じ</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保険契約者</td> <td style="padding: 2px;">住所 ×××× ○-○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名 野村 洋平 様</td> <td></td> </tr> </table>	保険契約者	住所 ×××× ○-○○	氏名 野村 洋平 様		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記名被保険者</td> <td style="padding: 2px;">保険契約者に同じ</td> </tr> </table>	記名被保険者	保険契約者に同じ			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">保険契約者</td> <td style="padding: 2px;">住所 ×××× ○-○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名 野村 洋平 様</td> <td></td> </tr> </table>	保険契約者	住所 ×××× ○-○○	氏名 野村 洋平 様		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">記名被保険者</td> <td style="padding: 2px;">保険契約者に同じ</td> </tr> </table>	記名被保険者	保険契約者に同じ					
保険契約者	住所 ×××× ○-○○											
氏名 野村 洋平 様												
記名被保険者	保険契約者に同じ											
証券番号 第××-×××××												
火災保険期間 2017年9月24日 午後4時から 2022年9月24日 午後4時まで 5年間			火災保険料 $\triangle\triangle\triangle, \triangle\triangle\triangle$ 円 地震保険料 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc, \bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円 保険料払込方法 一時払い									
地震保険期間 2017年9月24日から5年間												
建物・家財等に関する補償												
事故の種類	補償の有無	建物保険金額 (新価)	補償の有無	家財保険金額 (新価)								
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,400万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)								
② 風災、ひょう災、雪災	×	-	×	-								
③ 盗難	○	1,400万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)								
④ 水災	○	1,400万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)								
⑤ 破損、汚損等 (その他不測かつ突発的な事故)	○	1,400万円 (免責金額 1万円)	○	700万円 (免責金額 1万円)								
⑥ 地震、噴火、津波 (地震保険)	○	700万円	○	350万円								
明記物件		無し										
※「補償の有無」欄の○は有、×は無を示すものとする。												

＜資料 2：付帯している特約（水災支払方法縮小特約（縮小割合70%型））＞

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金等
水災 保険金	水害により保険価額の30%以上の損害となった場合または床上浸水の場合	① 保険価額の30%以上の損害の場合 $\text{保険金} = \text{保険金額} \times \frac{\text{損害の額}}{\text{保険価額}} \times 70\% \text{ (保険金額} \times 70\% \text{が限度)}$ ② 床上浸水で保険価額の15%以上30%未満の損害の場合 $\text{保険金} = \text{保険金額} \times 10\% \text{ (1回の事故につき200万円限度)}$ ③ 床上浸水で保険価額の15%未満の損害の場合 $\text{保険金} = \text{保険金額} \times 5\% \text{ (1回の事故につき100万円限度)}$

<資料3：地震保険 損害の程度と認定の基準（建物）>

損害の程度	認定の基準
2017年以降 保険始期	
全損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
大半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
小半損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部（土台、柱、壁、屋根等）の損害額が、時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損・大半損・小半損に至らない場合

- (ア) 台風による強風で看板が飛来し、野村さんの住宅建物が損害を被った場合、補償の対象にならない。
- (イ) 野村さんの住宅に空き巣が侵入し、時価25万円の骨董品が盗まれた場合、補償の対象にならない。
- (ウ) 豪雨による床上浸水で野村さんの住宅建物が保険価額の20%の損害を被った場合、280万円の保険金を受け取ることができる。
- (エ) 野村さんの住宅建物が地震による火災で延床面積の60%の床面積を焼失した場合、地震保険の損害の程度は「大半損」に該当する。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

馬場さんは、2021年12月末で25年9ヵ月勤め続けてきたHB株式会社を退職した（支給された退職一時金は1,500万円である）。馬場さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出している。また、馬場さんは、勤務先の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。

1. 140万円
2. 175万円
3. 280万円
4. 350万円

問16

会社員である湯本さんの2021年分の所得等が下記＜資料＞のとおりである場合、湯本さんが2021年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

＜資料＞

所得の種類	所得金額	備考
給与所得	680万円	勤務先からの給与で年末調整済み
不動産所得	▲160万円	収入金額：250万円 必要経費：410万円（※）
譲渡所得	▲80万円	上場株式の売却に係る損失
雑所得	▲8万円	趣味で行っている作詞作曲活動に係る損失

（※）必要経費の中には、土地の取得に要した借入金の利子の額50万円が含まれている。

1. 不動産所得▲160万円が控除できる。
2. 不動産所得▲110万円と譲渡所得▲80万円が控除できる。
3. 不動産所得▲160万円と雑所得▲8万円が控除できる。
4. 不動産所得▲110万円が控除できる。

問 1 7

青山さんの2021年分の収入は、下記<資料>のとおりである。<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる所得の種類を組み合わせとして、適切なものはどれか。

<資料>

所得区分	収入等の内容	備考
（ア）	収益の分配10万円	上場投資信託（ETF）の普通分配金に係るものである。
（イ）	暗号資産取引により生じた所得10万円	売却価額から取得価額を控除した利益。 取引自体が事業と認められるものではなく、取引が事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じていない。
（ウ）	受取保険金200万円	保険期間15年の一時払養老保険の満期保険金（保険契約者・保険料負担者は青山さん）。一時金で受け取っている。

1. （ア） 配当所得 （イ） 譲渡所得 （ウ） 雑所得
2. （ア） 利子所得 （イ） 雑所得 （ウ） 雑所得
3. （ア） 配当所得 （イ） 雑所得 （ウ） 一時所得
4. （ア） 利子所得 （イ） 譲渡所得 （ウ） 一時所得

問 1 8

個人事業主の千田さんは、2021年4月1日に建物を購入したが、営業開始が遅延し、同年10月25日から事業の用に供している。千田さんの2021年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、建物は、事業にのみ使用しており、その取得価額は5,000万円、法定耐用年数は50年である。

<耐用年数表（抜粋）>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
50年	0.020	0.040

1. 25万円
2. 50万円
3. 75万円
4. 150万円

【第6問】下記の（問19）～（問22）について解答しなさい。

問19

下記＜資料＞の宅地（貸家建付地）に係る路線価方式による相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

＜資料＞

注1：奥行価格補正率 1.00
注2：借地権割合 70%
注3：借家権割合 30%
注4：この宅地には宅地所有者の所有する賃貸アパートが建っており、現在すべて賃貸中となっている。
注5：その他の記載のない条件は一切考慮しないものとする。

1. $250,000\text{円} \times 1.00 \times 160\text{m}^2$
2. $250,000\text{円} \times 1.00 \times 160\text{m}^2 \times 70\%$
3. $250,000\text{円} \times 1.00 \times 160\text{m}^2 \times (1 - 70\%)$
4. $250,000\text{円} \times 1.00 \times 160\text{m}^2 \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%)$

問20

浅見純一さん（39歳）は、父（71歳）と叔父（66歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。純一さんの2021年分の贈与税額を計算しなさい。なお、父からの贈与については、2020年から相続時精算課税制度の適用を受けている。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞

[2020年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,200万円

[2021年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,500万円
- ・ 叔父から贈与を受けた金銭の額：900万円

※2020年中および2021年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

＜贈与税の速算表＞

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

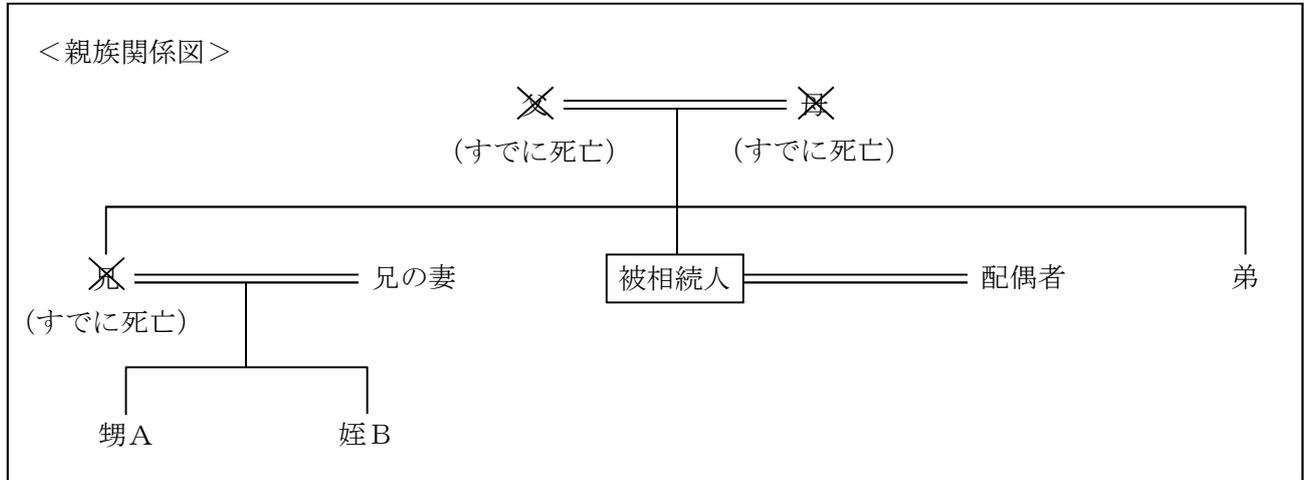
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 400万円 以下	15%	10万円
400万円 超 600万円 以下	20%	30万円
600万円 超 1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超 4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

(ロ) 上記(イ)以外の場合（一般贈与財産、一般税率）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 300万円 以下	15%	10万円
300万円 超 400万円 以下	20%	25万円
400万円 超 600万円 以下	30%	65万円
600万円 超 1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

問 2 1

下記の＜親族関係図＞の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ ア ）
- ・ 被相続人の弟の法定相続分は（ イ ）
- ・ 被相続人の甥Aの法定相続分は（ ウ ）

＜語群＞

なし	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 8
2 / 3	3 / 4	3 / 8	1 / 16	

問 2 2

三上さんは、相続開始後の手続き等について、FPで税理士でもある吉田さんに質問をした。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

三上さん：「相続税の申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。」

吉田さん：「相続税の申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、（ア）以内に提出しなければなりません。」

三上さん：「所得税の準確定申告書は、いつまでに提出する必要がありますか。」

吉田さん：「所得税の準確定申告書は、相続人等が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から、原則として、（イ）以内に提出しなければなりません。」

三上さん：「相続人は、相続について限定承認や相続放棄をすることができると思いますが、いつまでにどのような手続きを行う必要がありますか。」

吉田さん：「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として、（ウ）以内に、家庭裁判所にその旨を申述することになります。」

<語群>

- | | | | | | |
|----|-----|----|------|----|-----|
| 1. | 1ヵ月 | 2. | 3ヵ月 | 3. | 4ヵ月 |
| 4. | 6ヵ月 | 5. | 10ヵ月 | 6. | 1年 |

【第7問】下記の（問23）～（問25）について解答しなさい。

＜長岡家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
長岡 優	本人	1990年 6月18日	会社員
利里	妻	1991年12月19日	パートタイマー
紗奈	長女	2015年 8月11日	幼稚園児
直人	長男	2017年 6月 1日	幼稚園児

＜長岡家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)		2021	2022	2023	2024	2025
家族構成/ 年齢	長岡 優 本人	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳
	利里 妻	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳
	紗奈 長女	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
	直人 長男	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
ライフイベント			紗奈 小学校入学	住宅購入	直人 小学校入学	
		変動率				
収入	給与収入(夫)	2%		526		
	給与収入(妻)	0%	90	90	90	90
	収入合計	—		616		
支出	基本生活費	2%	208			(ア)
	住居費	—	105	105	167	154
	教育費	—	100	85	75	70
	保険料	—	38	38	32	32
	一時的支出	—			1000	
	その他支出	1%	20	20	20	21
	支出合計	—	471	460		
年間収支		—	135	156	▲883	140
金融資産残高		1%	872	(イ)		

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2021年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 3

長岡家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 4

長岡家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 5

パーソナルファイナンスにおいては、ローンや消費生活に関する知識が必要である。クレジットカードの利用に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）リボルビング払いでは、買い物やカードローンの利用等がなかった月でも、残高がある限り、一定の支払いが発生する。
- （イ）割賦販売法では、アドオン金利の表示を禁止している。
- （ウ）買い物の際にクレジットカードを利用し、ボーナス一括払いを選択した場合、手数料はかからない。
- （エ）クレジットカードのキャッシング機能で借入れをし、1回払いを選択した場合、利息はかからない。

【第8問】下記の（問26）～（問28）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 6

榎田さんは、相続により受け取った400万円を運用しようと考えている。これを10年間、年利1.0%で複利運用した場合、10年後の合計額はいくらになるか。

問 2 7

鶴見さんは、老後の生活資金として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を25年間とし、年利1.0%で複利運用をした場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

問 2 8

伊丹さんは、将来の子どもの進学費用の準備として新たに積立てを開始する予定である。毎年年末に30万円を積み立てるものとし、8年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、8年後の合計額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問29）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

山岸剛さんは、民間企業に勤務する会社員である。剛さんと妻の陽子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある東さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2022年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
山岸 剛	本人	1986年 4月21日	35歳	会社員
陽子	妻	1989年 8月 9日	32歳	会社員
彩子	長女	2017年10月12日	4歳	保育園児

[収入金額（2021年）]

剛さん：給与収入500万円。給与収入以外の収入はない。

陽子さん：給与収入450万円。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

賃貸マンションに居住しており、家賃は月額10万円（管理費込み）である。

マイホームとして販売価格3,800万円（うち消費税180万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

剛さん名義

銀行預金（普通預金）：250万円

銀行預金（定期預金）：200万円

陽子さん名義

銀行預金（普通預金）：40万円

銀行預金（定期預金）：300万円

[負債]

剛さんと陽子さんに負債はない。

[保険]

収入保障保険A：年金額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は剛さん、年金受取人は陽子さんである。

低解約返戻金型終身保険B：保険金額300万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は剛さんである。

問 29

山岸さん夫妻は、2022年2月にマンションを購入する予定である。山岸さん夫妻が<設例>のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は10%とし、計算結果については万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 30

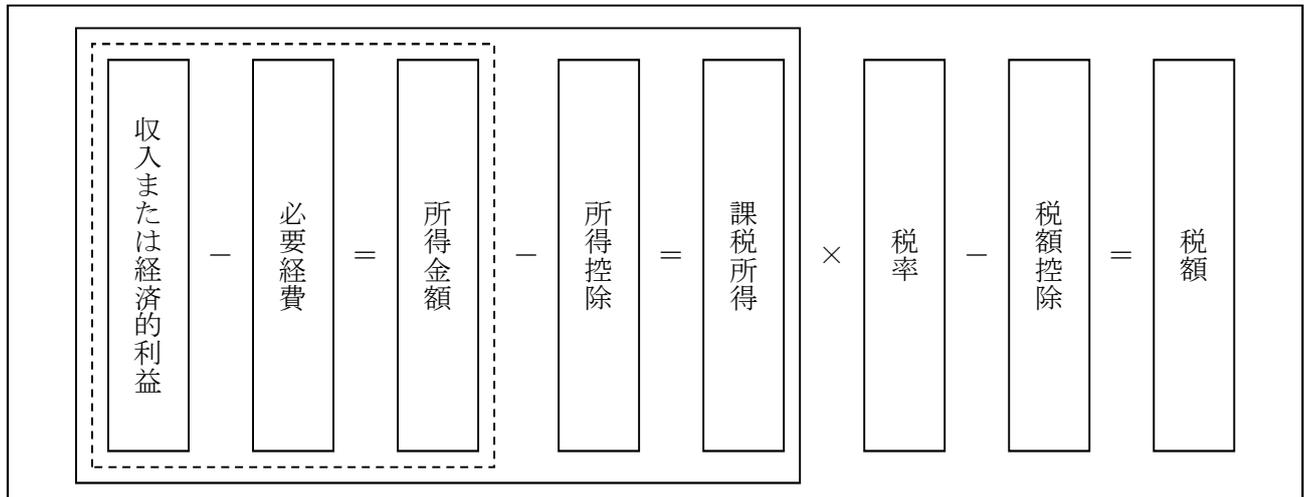
剛さんはマンションの購入に当たり、夫婦での住宅ローンの借入れを検討しており、FPの東さんに質問をした。東さんが行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「ペアローンは夫婦それぞれが住宅ローンを契約するため、一定の条件を満たせば、剛さんと陽子さんは2人とも住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることができます。」
2. 「連帯債務方式で夫婦の共働きの収入からローン返済をする場合、マンションを剛さん単独名義にすると、ローン返済の年ごとに陽子さんから剛さんに贈与があったものとみなされます。」
3. 「連帯保証方式である収入合算を利用すると、夫婦の収入を合算して1つの住宅ローンを契約するため、剛さんが単独で住宅ローンを契約する場合と比べて、借入金額を増やすことができます。」
4. 「連帯保証方式である収入合算で住宅ローンを契約した場合、剛さんと陽子さんは2人とも団体信用生命保険を付保することができます。」

問31

F Pの東さんは、個人に対する所得税の仕組みについて剛さんから質問を受けた。東さんが下記<イメージ図>を使用して行った所得税に関する次の(ア)～(エ)の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<イメージ図>



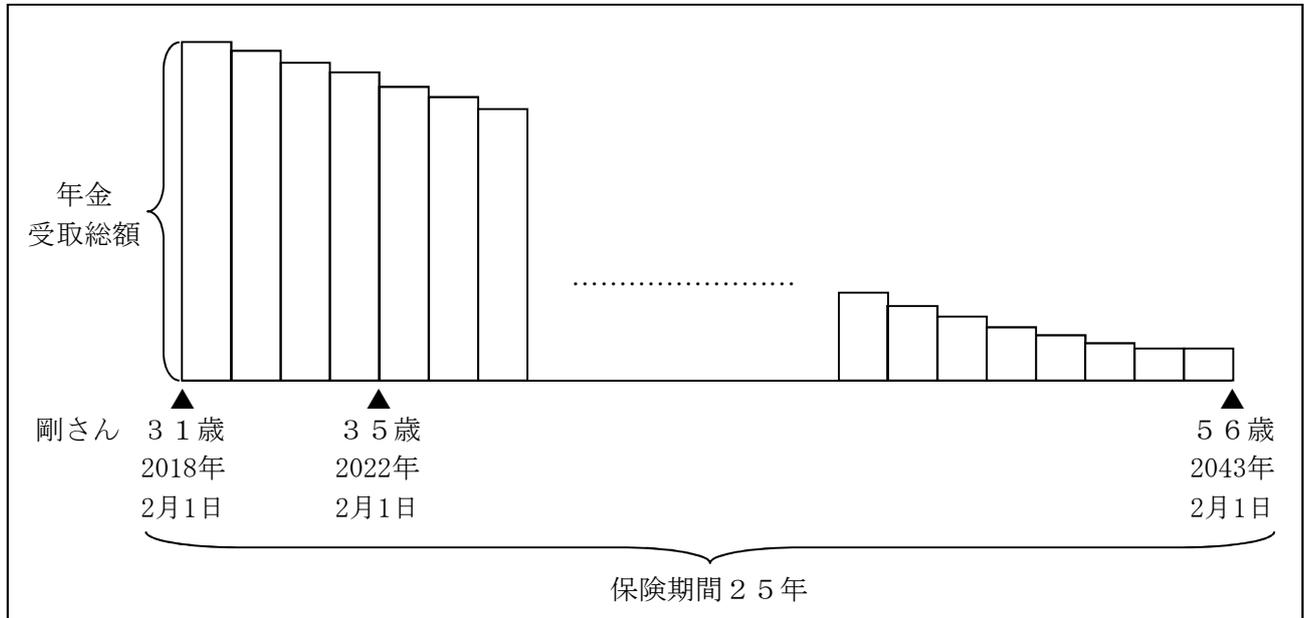
(出所：財務省「所得税の基本的な仕組み」)

- (ア)「剛さんが収入保障保険や低解約返戻金型終身保険の保険料を支払ったことにより受けられる生命保険料控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」
- (イ)「剛さんが住宅ローンを組んでマンションを購入することにより受けられる住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)は、税額控除として、一定金額を所得税額から差し引くことができます。」
- (ウ)「剛さんがふるさと納税をしたことにより受けられる寄附金控除は、所得控除として、一定金額を所得金額から差し引くことができます。」
- (エ)「剛さんが空き巣に入られ盗難被害を受けたことによって受けられる雑損控除は、税額控除として、一定金額を所得税額から控除することができます。」

問32

剛さんは、契約中の収入保障保険Aの保障額について、FPの東さんに質問をした。東さんが説明の際に使用した下記<イメージ図>を基に、2022年2月1日に剛さんが死亡した場合に支払われる年金総額として、正しいものはどれか。なお、年金は毎月受け取るものとする。

<イメージ図>



※剛さんは、収入保障保険Aを2018年2月1日に契約している。

※保険期間は25年、保証期間は2年である。

1. 360万円
2. 3,780万円
3. 4,500万円
4. 4,860万円

問 3 3

剛さんは、病気療養のため2021年11月に5日間入院した。剛さんの2021年11月の1ヵ月間における保険診療分の医療費（窓口での自己負担分）が18万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として支給される額として、正しいものはどれか。なお、剛さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であって標準報酬月額が34万円であるものとする。また、「健康保険限度額適用認定証」の提示はしておらず、世帯合算および多数回該当は考慮しないものとする。

＜資料＞

[2021年11月分の高額療養費の算定]

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満の人）]

標準報酬月額	自己負担限度額（月額）
① 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
② 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
③ 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
④ 26万円以下	57,600円
⑤ 市区町村民税非課税者等	35,400円

1. 12,180円
2. 83,430円
3. 93,570円
4. 96,570円

問34

剛さんの弟の祐一さんは会社員であるが、2022年4月に32歳で自己都合退職し、退職後は雇用保険の基本手当を受給することを考えている。雇用保険の基本手当に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、祐一さんは、現在の会社に24歳で就職した以後、継続して雇用保険に加入しており、雇用保険の基本手当の受給要件はすべて満たしているものとする。また、祐一さんには、この他に雇用保険の加入期間はなく、障害者等の就職困難者には該当しないものとし、延長給付については考慮しないものとする。

- ・ 基本手当を受給できる期間は、原則として退職の日の翌日から（ア）である。
- ・ 祐一さんの場合、基本手当の所定給付日数は（イ）である。
- ・ 祐一さんの場合、基本手当は、受給資格決定日以後、7日間の待期期間および（ウ）の給付制限期間を経て支給が開始される。

<資料：基本手当の所定給付日数>

[一般の受給資格者（特定受給資格者・一部の特定理由離職者以外の者）]

離職時の年齢	被保険者として雇用された期間			
	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	120日	150日

[特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）・一部の特定理由離職者]

離職時の年齢	被保険者として雇用された期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

1. (ア) 1年間 (イ) 90日 (ウ) 2ヵ月
2. (ア) 2年間 (イ) 180日 (ウ) 2ヵ月
3. (ア) 1年間 (イ) 180日 (ウ) 1ヵ月
4. (ア) 2年間 (イ) 90日 (ウ) 1ヵ月

【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

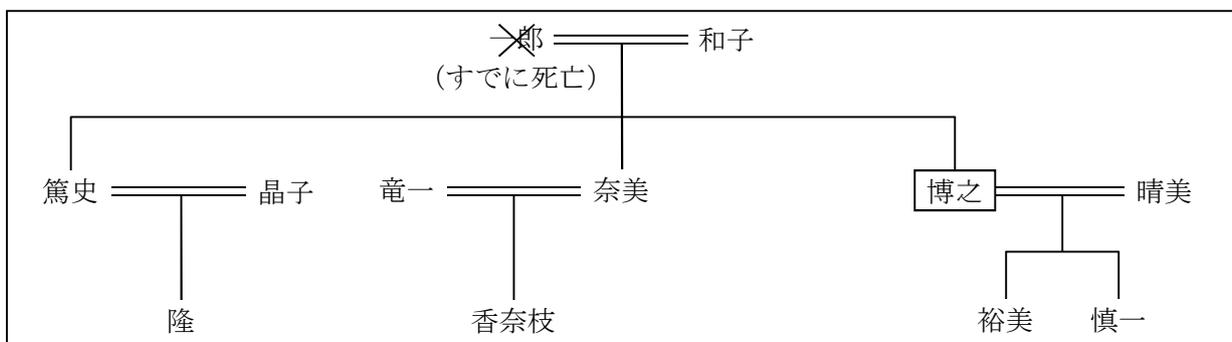
<設例>

国内の企業に勤務する加瀬博之さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある細井さんに相談をした。なお、下記のデータは2022年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
加瀬 博之	本人	1971年10月12日	50歳	会社員
晴美	妻	1971年 8月28日	50歳	会社員
裕美	長女	1999年 6月21日	22歳	会社員
慎一	長男	2004年 9月26日	17歳	高校生

II. 加瀬家の親族関係図



注1：慎一さんは税法上の障害者（特別障害者ではない）に該当する。また、和子さんは奈美さんの家族と同居している。

III. 加瀬家（博之さんと晴美さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

(単位：万円)

	博之	晴美
金融資産		
預貯金等	1,060	530
株式・投資信託	710	220
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（自宅の敷地）	2,400	
建物（自宅の家屋）	640	
その他（動産等）	120	100

[資料2：負債残高]

住宅ローン：1,680万円（債務者は博之さん）

自動車ローン：80万円（債務者は博之さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額
定期保険A	博之	博之	晴美	1,000	—
定期保険特約付終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	博之	博之	晴美	300 3,000	120 —
個人年金保険C	博之	博之	晴美	—	350
終身保険D	晴美	晴美	博之	200	50

注2：解約返戻金相当額は、現時点（2022年1月1日）で解約した場合の金額である。

注3：個人年金保険Cは、据置期間中に被保険者が死亡した場合には、払込保険料相当額が死亡保険金として支払われるものである。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

F Pの細井さんは、まず現時点（2022年1月1日）における加瀬家（博之さんと晴美さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<加瀬家（博之さんと晴美さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
株式・投資信託	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅の敷地）	×××		
建物（自宅の家屋）	×××	[純資産]	（ア）
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問36

下記<資料>は、博之さんの2021年（令和3年）分の「給与所得の源泉徴収票（一部省略）」である。<資料>を基に、博之さんの2021年分の所得税額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

<資料>

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)													
		(役職名)													
		氏名 (フリガナ) カセ ヒロユキ													
		加瀬 博之													
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額					
給料・賞与	内 8 500 000 円			千円 (各自計算)			2 450 000 円			内 千円 (省略)					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有	従有	千円		特 定		老 人		そ の 他		人		特 別		そ の 他	
				人 従人		内 人 従人		人 従人		1 人		人		1 人	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
内 1 200 000 円				千円 1 000 000 円				千円 2 000 000 円				千円			
(摘要)															

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

問37

博之さんは、保有している投資信託（K Vファンド）の収益分配金を受け取った（下記＜資料＞参照）。この収益分配金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、税率は20%（所得税15%、住民税5%）とし、復興特別所得税については考慮しないこととする。

＜資料＞K Vファンドの基準価額・個別元本等の明細（1万口当たり）

分配落ち前の博之さんの個別元本	10,000円
分配落ち前のファンドの基準価額	11,000円
分配金の額	1,500円
分配落ち後のファンドの基準価額	9,500円

1. 収益分配金から源泉徴収される所得税および住民税の合計額は、1万口当たり200円であり、分配落ち後の博之さんの個別元本は1万口当たり9,500円である。
2. 収益分配金から源泉徴収される所得税および住民税の合計額は、1万口当たり300円であり、分配落ち後の博之さんの個別元本は1万口当たり9,500円である。
3. 収益分配金から源泉徴収される所得税および住民税の合計額は、1万口当たり200円であり、分配落ち後の博之さんの個別元本は1万口当たり10,000円である。
4. 収益分配金から源泉徴収される所得税および住民税の合計額は、1万口当たり300円であり、分配落ち後の博之さんの個別元本は1万口当たり10,000円である。

問38

晴美さんの叔母である真理さんは、2021年分の所得等（下記＜資料＞参照）に関して確定申告すべきかどうかについて、FPの細井さんに質問をした。細井さんの説明のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞真理さんの2021年における所得等の明細

- ① 給与所得：200万円（給与所得控除後の金額）
- ② 変額保険（有期型）の満期保険金：430万円
- ③ 外貨預金の為替差損：20万円

注1：変額保険の保険契約者（保険料負担者）および満期保険金の受取人は真理さんであり、払込保険料の総額は300万円である。

注2：満期保険金による所得は、総合課税となる一時所得に該当する。

1. 確定申告をする必要はありません。
2. 確定申告をする必要があります。確定申告すべき所得の合計額は230万円です。
3. 確定申告をする必要があります。確定申告すべき所得の合計額は240万円です。
4. 確定申告をする必要があります。確定申告すべき所得の合計額は260万円です。

問 39

博之さんは、自分の老齢年金の受取り方について考えており、FPの細井さんに質問をした。博之さんの老齢年金の繰上げ受給および繰下げ受給に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）老齢基礎年金または老齢厚生年金の支給の繰下げによる年金額の増額率は、最大で30%となる。
- （イ）老齢基礎年金と併せて付加年金が受給できる場合であっても、付加年金については繰上げ受給により減額されることはなく、繰下げ受給により増額されることもない。
- （ウ）老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ請求は、異なる時期に別々に行うことができない。
- （エ）老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ申出は、異なる時期に別々に行うことができない。

問40

博之さんは、会社を退職して健康保険の被保険者資格を失い、すぐには再就職しない場合の公的医療保険について、FPの細井さんに質問をした。退職後の公的医療保険制度の選択肢に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、博之さんと晴美さんはそれぞれ全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、晴美さんは裕美さんよりも年収が多く、博之さんは障害者ではない。

<退職後の公的医療保険制度の選択肢（博之さんのケース）>

選択肢	加入条件	保険料	加入手続き
退職前の健康保険に任意継続被保険者として加入	資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったこと ※加入期間は最長2年間	資格喪失時の標準報酬月額に応じて計算され、その（ア）が本人負担となる ※上限あり	本人が資格喪失日から20日以内に協会けんぽに対して加入手続きを行う
国民健康保険に加入	他の公的医療保険制度に加入していないこと	前年の所得などに応じ、居住する市区町村ごとに異なる基準により世帯単位で計算され、世帯主が負担する ※倒産・解雇等による離職者には軽減措置あり	本人が健康保険の資格喪失後14日以内に（イ）に届け出る
晴美さんが加入する健康保険に被扶養者として加入	60歳未満で同居の場合：年収（ウ）未満、かつ、原則として被保険者の年収の2分の1未満であること	不要	被保険者の勤務先を経由して、5日以内に届け出る

<語群>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 3割 | 2. 半額 | 3. 全額 |
| 4. 市区町村 | 5. 協会けんぽ | 6. 年金事務所 |
| 7. 103万円 | 8. 130万円 | 9. 201万円 |